

「八雲町公共施設等総合管理計画（素案）」に関する 町民意見提出手続（パブリックコメント）実施要領

八雲町自治基本条例第 14 条の規定に基づき、「八雲町公共施設等総合管理計画（素案）」に関するパブリックコメントを下記のとおり行います。

1 募集の趣旨

当町では、高度経済成長期からバブル期にかけて、多くの公共施設を整備してきましたが、これら多くの施設は建設から 20 年以上が経過し、経年劣化による老朽化を順次迎えます。限られた財源の下で公共施設をどのように運営、維持していくのか、これらの課題に対応するために「八雲町公共施設等総合管理計画（素案）」を策定いたしました。広く町民の皆様から意見をお聞きするため実施します。

2 意見の募集に関する事項

(1) 募集期間

平成 28 年 11 月 18 日（金）～平成 28 年 12 月 17 日（土）まで

(2) 募集する意見

八雲町公共施設等総合管理計画（素案）について

(3) 提出できる方（何れも年齢制限はありません）

- ①町内に住所を有する方
- ②住所を有していなくても、町内の事業所等で働いている又は学んでいる方
- ③町内で活動する法人、団体

(4) 資料の入手方法

- ①次の場所への備え付け
行財政改革推進室（本庁舎 2 階）、地域振興課（熊石総合支所）、落部支所
- ②町ホームページからのダウンロード
<http://www.town.yakumo.lg.jp>

(5) 提出方法

意見の提出方法は、次の何れかの方法とします。

- ①書面の持参、②郵送、③ファクシミリ、④電子メール
- ※電話での申し込みは受け付けていません。

(6) 提出先

- ①書面の持参 行財政改革推進室、地域振興課、落部支所
- ②郵 送 〒049-3192 八雲町住初町 138 番地
八雲町役場行財政改革推進室推進係
- ③ファックス 0137-62-2120
- ④電子メール kikaku@town.yakumo.lg.jp

(7) 留意事項

意見の提出にあたっては、書面に必ず下記の事項を記載願います。記載無き場合は、取り扱いできませんのでご留意願います。

- ①住所
 - ②氏名（法人その他団体の場合は、名称及び代表者名）
 - ③連絡先電話番号
 - ④「2-(3)-②」に該当する方は、事業所又は学校の名称を記載願います。
- ※ 上記の個人情報は、本件の内部管理のみに使用します。また、提出意見及び検討結果の公表にあたっては、上記個人情報を公表することはありません。

3 お問い合わせ先

八雲町役場行財政改革推進室
電話：0137-62-2300
電子メール：kikaku@town.yakumo.lg.jp